

令和6年12月23日

報道関係者各位

佐賀県 武雄市役所

株式会社大平商会に対する損害賠償請求の訴えに係る 判決言渡しについて

株式会社大平商会に対する損害賠償請求の訴え（令和4年（ワ）第21号損害賠償請求事件（令和4年4月6日提訴、原告：武雄市、被告：株式会社大平商会））について、本日（令和6年12月23日）、佐賀地方裁判所武雄支部において判決言渡しがありましたので、その結果を下記のとおりお知らせいたします。

記

- ・判決主文：1 被告は、原告に対し、3766万2240円及びこれに対する令和4年3月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
2 被告は、原告に対し、41万6562円及びこれに対する令和4年3月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
3 原告のその他の請求を棄却する。
4 訴訟費用は被告の負担とする。
5 この判決は、第1、2項に限り、仮に執行することができる。
- ・市長コメント：本市の主張が認められたものと認識しております。ただ、これまでの間、寄附者の皆様に混乱を招き、ご迷惑をおかけしたことに変わりはありませんので、配送遅延を起こした事実を重く受け止め、再発防止に努めてまいります。

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市企画部企画政策課 TEL 0954-23-9325

武雄市総務部総務課 TEL 0954-23-9315